



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ソウル国立大カンファレンスレポート
Author(s)	渡部, 俊英
Citation	知的財産法政策学研究, 17, 237-238
Issue Date	2007-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43537
Type	other
File Information	17_237-238.pdf



ソウル国立大カンファレンスレポート

渡 部 俊 英
(COE 研究員)

2007年8月17日(金)、ソウル国立大にてカンファレンス「科学技術の発展と私法の対応(Legal Response to Technological Developments)」が開催された。同カンファレンスでは、北海道大学大学院法学研究科田村善之教授および同李ナリ客員准教授による報告を含む6つのテーマにつき、主に韓国国内の学者および実務家による報告が行われた。本レポートではそのうちEdinbourg 大 Graeme Laurie 教授による「Patenting Embryonic Stem Cell Inventions」および田村教授・李客員准教授による共同報告「Patent Protection of Business Method」を取り上げ、その概要をまとめる。

Laurie 教授の報告のポイントは次のとおりである。すなわち、近時欧州特許庁(EPO)は倫理性を理由としてヒトES細胞を用いて得られた発明に対する特許付与を拒絶したが、これは二つの意味で誤っている。ひとつは、ES細胞自体の特許ではなく、それを利用した発明に対してまで、倫理性による不特許事由を定める欧州特許条約(EPC)の規定を拡大解釈して登録を拒絶したこと、もうひとつは行政機関であるEPOが倫理性を判断したこと、である。Laurie 教授は特に後者について、民主主義的な信託を受けているわけではない、行政機関にすぎないEPOが倫理性を判断することには大きな問題があると主張された。これに対し、質疑応答の際にEPCの条文上「倫理性」を理由として拒絶することは可能であるし、仮にEPOレベルで拒絶されたとしても各国ごとの登録は理論上可能であること、各国における登録の可否の判断も結局は行政機関である各国特許庁が行うものであり、民主主義的バックグラウンドを有さないという点では変わらないという指摘があった。

つぎに田村教授与李客員准教授の報告であるが、ビジネスモデル特許(BMP)を認めることによる問題点と対応策の紹介が行われた。まず李客員准教授より、特許適格性の拡大という現象が生じており、人の努力はすべ

て特許となりうるかのようにも見え、その典型例がBMPであるが、特許の境界線が曖昧になることと競争上の懸念があることから、こうした傾向は問題であり修正が必要であるとの見解が示された。李客員准教授はこれを特許クレームの開示要件の厳格化やクレーム解釈・均等の厳格解釈、特許ミスマッチ等を活用して回避すべきとの一般的解決策を提示したが、田村教授は日本法の解釈というより限定された主題ながらも、日本法の規定の趣旨に立ち返りながら、いくつかの具体的な解決案を提示した上で、特許適格性を欠くものと実質的に同一であるものについては登録を拒絶すべきとの解決策を提案した。これに対して、会場より、すでに登録されているBMPについてどう対処すべきかとの質問があったが、特許無効の抗弁を活用することを考えているが裁判例は2つしか存在しないため、現時点で裁判所のスタンスが明らかであるとはいえないとの回答がなされた。

カンファレンスではこの他にもインターネット上での証券取引規制に関する管轄権、民事訴訟法における専門家意見の取扱い、オンラインゲームのアイテム取引と約款による制限の可否、財産的情報へのフリーライドと不法行為による規律といったテーマにつき報告およびディスカッションが行われたが、紙幅の都合上、割愛する。

今回のカンファレンスには、北海道大学21世紀COEプログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」より多数の研究員が参加し、見識を高めるとともに学術的交流を深めることができた。カンファレンスへの参加は、ソウル国立大のJong Sang Jo教授のご招待により実現したものである。Jong教授およびソウル国立大Center for Law & Technologyのスタッフに記して感謝申し上げる次第である。